

第 2 章  
プラン策定の背景

## 第2章 プラン策定の背景

### 1 国の動き

国においては、平成11年に男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」が制定され、これを受け翌年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成17年には、国内外の様々な状況の変化に対応するために、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、以後5年ごとに見直しを図られ、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画では、「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4つの政策領域について効果的な推進を図ることとしています。また、平成27年に「女性活躍推進法」が制定され、女性の活躍がさらに求められる状況のなか、充実した取組みにつなげていくため「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に策定されました。

### 2 三重県の動き

県では、平成12年に「三重県男女共同参画推進条例」が制定されました。これを受け、平成14年に「三重県男女共同参画基本計画」を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進する体制を整備しました。

そして、平成23年には「第2次三重県男女共同参画基本計画」を策定した後、少子化の一層の進展、共働き世帯の増加、女性の就業率の高まりやライフスタイルの変化等による社会情勢の変化に伴い、同計画の見直しを行うとともに平成29年に「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」が策定され、新たに女性活躍推進法の都道府県推進計画としても位置づけ、女性活躍推進法の気運醸成等の取組みが展開されています。令和2年度内に「第3次三重県男女共同参画基本計画」が策定されます。

### 3 松阪市の取組み

本市では、平成17年に「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」を制定し、「松阪市男女共同参画プラン」（平成14年策定）を国、県などの行動計画を背景に、意識調査を実施し、その結果を踏まえ、平成19年、23年、28年に改定を行い、男女共同参画社会を実現するための施策を進めてきました。

これらの計画の着実な推進を図るため、プランの施策実施状況を毎年度取りまとめ、市民の代表で組織する男女共同参画審議会で進捗状況などについて審議、評価をいただき改善に努めています。

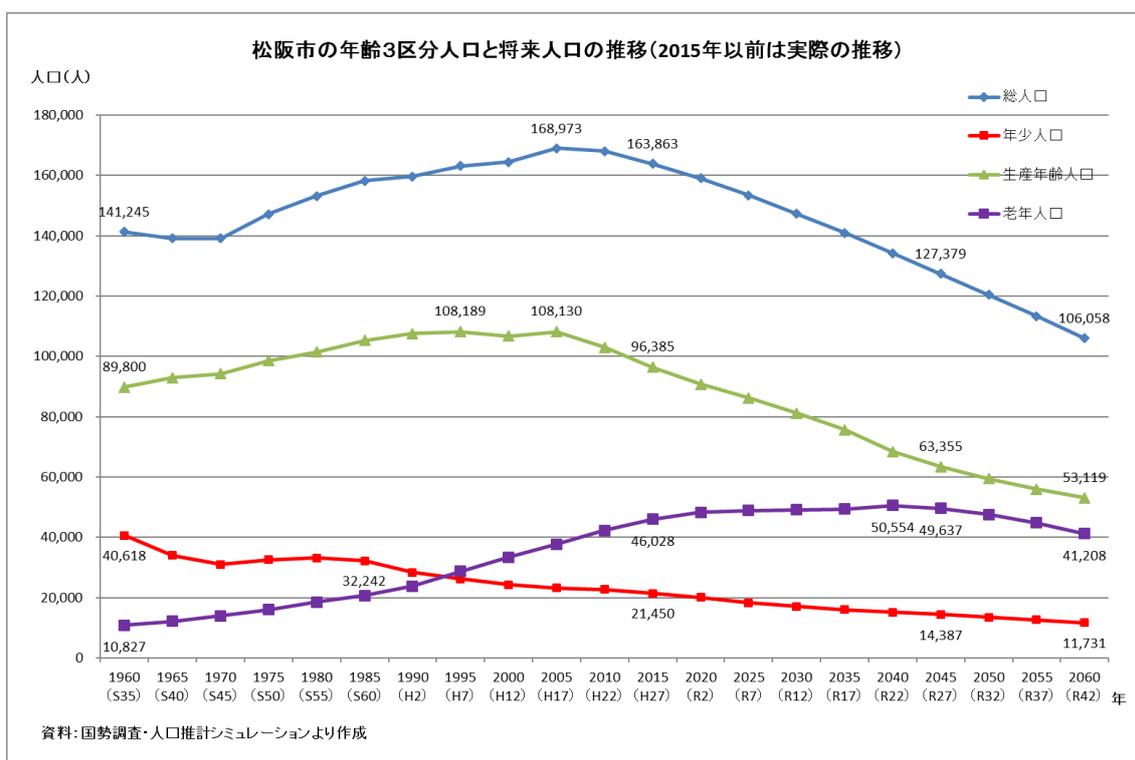
## 4 松阪市の現状

### (1) 総人口の推移と将来人口推計

本市の総人口は、2005(平成 17)年の 168,973 人をピークに減少に転じており、2015(平成 27)年の人口は 163,863 人となっています。減少傾向は今後も加速すると予測されており、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した試算(※)によると、2060(令和 42)年には 2015(平成 27)年の総人口の約 2/3(64.7%)となる推計も出ています。

年齢 3 区分人口と構成比の推移を見ると、年少人口(0~14 歳)は、1960(昭和 35)年以降下がりを続けており、2015(平成 27)年の人口は 21,450 人で、全体の 13.1%まで減少しています。反対に、老年人口(65 歳以上)は上がり続け、2015(平成 27)年で 46,028 人と全体の 28.1%まで増加しています。今後もこの傾向が続くことが予測され、2060(令和 42)年の年齢 3 区分人口構成比は、年少人口 11.1%、生産年齢人口(15~64 歳)50.1%、老年人口 38.9%となる推計が出ています。

人口減少や少子高齢化の進展は、経済・社会活動の担い手の減少を意味しており、男女ともに活躍できる環境の整備が必要です。



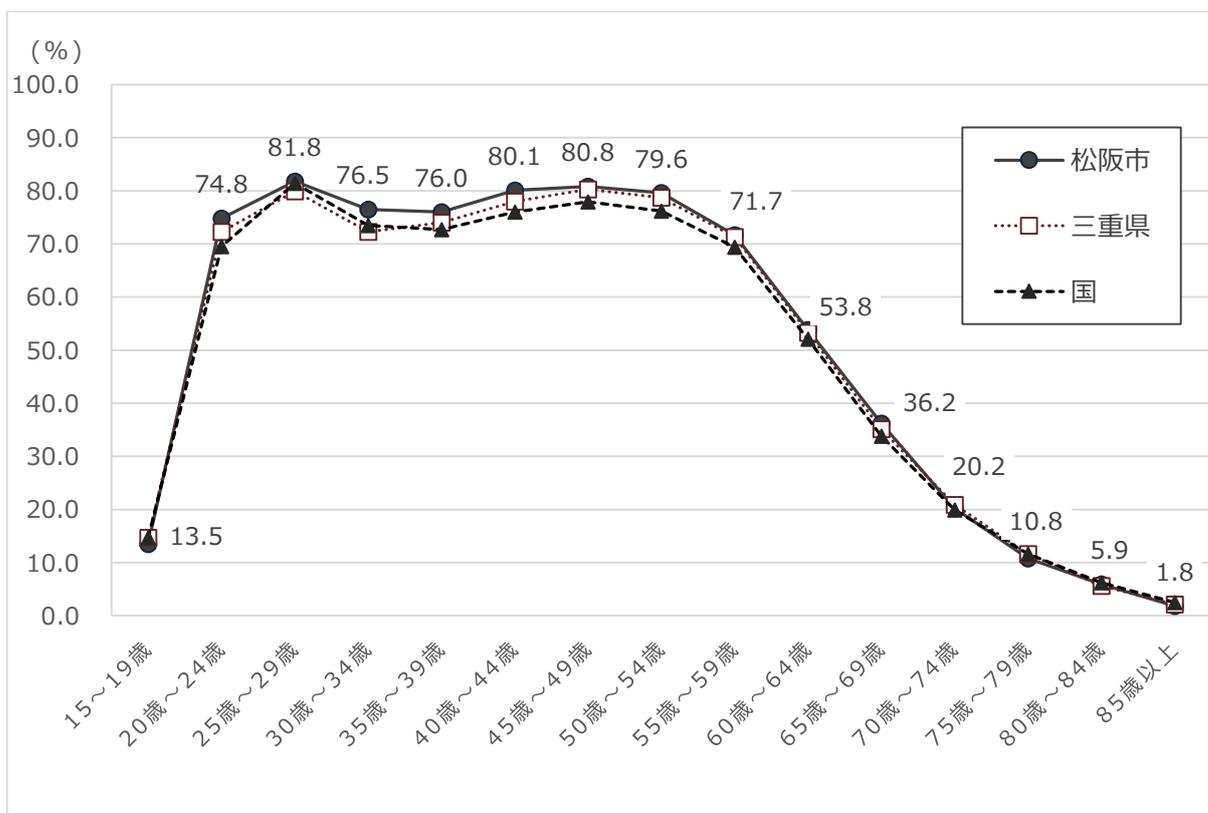
※2045(令和 27)年までの出生・死亡・移動などの傾向がその後も継続すると仮定して、2060(令和 42)年まで推計した場合を示している。

2045(令和 27)年までは、国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成 27 年国勢調査より平成 30 年推計)

(2) 働く女性の状況

平成 27 年の国勢調査では、本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いています。20～69 歳までの労働力率は全国・三重県を上回っています。

【女性の年齢別労働力率】



資料：平成 27 年国勢調査